○時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を揭ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

小學校の授業時間

今の小學校の授業時間は毎日五時間の規定にして文部省令の定むる所苟も變ずるを能はざるものなり滿六年より十年乃至十二年の間なる幼齢の兒童に一日五時間の課業は心身發達の程度に割合して果して適當なるや否や少しく疑なき能はざる所なれども其問題は姑く別として我輩は更に授業時間短縮の議を提出せんとするものなり抑も普通教育の目的は兒童に普通の知識を授けて處世營業に便ならしむるものに外ならず普通の知識とは讀書算筆の術にして今の一般人民即ち農商工等の子弟が成長の後、銘々の家業に從事するが爲めに小學の教育に要する所は決して高尚のものに非ず即ち一通りの文書を讀み字を書き双露盤を知るのみにて十分なるに然るに今の教育の制に於ては小學の教育を見るみと重きに過ぎ我輩の所謂普通の知識の外に一般子弟の教育には寧ろ無用なる地理歴史等の學科さへも加へて只管其の完全を望むが如し或は小學を以て學者養成の場所と爲し遂に日本國をして學者國たらしめんとならば夫れも亦自から一説なる可しと雖も苟も然らずして單に普通教育を授くるの目的ならんには高尚の學科を多くし隨て授業の時間を長くするは誠に無益の沙汰のみならず學科の如何は兎も角もとして單に時間の一事のみにしても子弟の後來に容易ならざる影響ある可しと我輩の竊に信ずる所なり聊か其次第を述べんに今授業の時間を一日五時間として就學の兒童が午前九時に學校に出で午後三時に家に歸るものとすれば一日の過半は學校に消過するものにして其家に在る時間は割合に少なしと云はざるを得ず凡そ兒童の性質は平生の習慣に由るの常にして第二の天性既に成るときは之を變ずるみと決して容易ならず家庭教育の有效なる由縁も即ち之が爲めなる可し然るに幼年の兒童が一年三百何十日毎日五時間づゝを學校に消して寢食の時間を除けば家に起居するの時間とては幾許もなきのみならず其學ぶ所の如何を問へば家庭の間に父兄の談ずる所又自分の目撃する所とは全く別にして古の英雄豪傑の事蹟に非ざれば文明都會の繁昌なる有樣なりと云ふ斯くて其兒童の幼心に感じて後來の素を成す所のものは如何なる可きや之を推量するに難からざる可し今の兵役は三年の期限にして其役に服するものは丁年以上の壯年なれども兵營三年間の生活は自から一種の習慣を成し滿期歸郷の後は兎角本業に復するみとを嫌ふて或は無賴の徒に陷るものも少なからずと云ふ今幼年の兒童にして未だ心の定まらざるものが其成長の年月の過半を學校の教育に消過して然かも學ぶ所のものは高尚なる學科とありては其教育のます／＼進むに隨てます／＼自家の本業に遠かり卒業の曉に至れば精神のみ徒に遠大に馳せて却て身を誤るの結果なきを得ず近來田舍の地方にて常の業なくして漫に政治を談じ議員の撰擧などに奔走する少年輩は小學校の卒業生に多しと云ふ自然の成行として怪むに足らざる所なり然らば其弊風を矯むるの方法は如何にして可なるやと云ふに今の教育の方針組織を改正するに在るみと勿論なれども漫に多を望むも無益として我輩は取敢へず小學の學科を少なくして高尚の課目は一切みれを止むると同時に授業の時間は五時間を減じて二時間乃至三時間と爲さんみとを希望するものなり學校の時間減少すれば隨て兒童の家に在る時間多きが故に例へば農家なれば草取りを爲し獵師の家なれば網の繕ひを手傳ふが如く兒童には亦夫れ相應の仕事ありて日々みれに從事するときは自から其家業に馴れて知らず／＼の間に業を勵むに至る可し或は極幼年の兒童は家に在るも父兄の手助けとは爲らずして其時間を遊戯に費やすに過ぎずとの掛念もあらんなれども敢て患ふるに足らず唯家に在るの時間さへ多ければ遊戯の間にも自から家業を見習ふて之に馴るゝの便あれば所謂家庭教育とは即ち此邊の意味に外ならずして幼時の習慣は甚だ大切なる其大切の年月を單に學校の教育にのみ一任して後來の結果を顧みざるは眞誠なる教育の法と云ふ可らず或は商賈の盛なる土地の學校には商業の課を設け農家の多き處にては農學の初歩を授くる事として從來の弊を矯めんとするの説もなきに非ず其精神は敢て不可なるに非ざれども十歳にも滿ざる幼年の兒童に向て科學上の理を説きたりとて之を實地に應用するが如きは迚も望む可きに非ざれば小學の教育は普通の智識即ち一通りの讀書算筆を知らしむるに止め學校の時間を短縮して人間發達の最良時機を銘々の家庭教育に一任するみそ得策なる可しと我輩の敢て信ずる所なり

官報

朕屯田兵下士中服役及給與ニ關スル規定改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十五年十月六日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第八十六號

明治二十三年（九月）勅令第二百二號左ノ通改正ス

各師團ノ諸隊竝陸軍官廳附下士ニシテ屯田兵ニ轉スル者ハ願ニ由リ屯田兵條例ニ依リ服役スルコトヲ得其職給與ハ屯田兵トシテ移住スル者及屯田兵出身ノ下士ニ同シ

勅令第八十六號參照

勅令第二百二號（明治二十三年九月六日官報）

近衛及師團ノ諸隊竝陸軍官廳ヨリ轉シタル屯田各兵科下士ニシテ一箇年以上其職ヲ奉シタル者ハ更ニ願ニ由リ屯田兵條例ニ依リ服役スルコトヲ得其職給與ハ屯田兵トシテ移住スル者及屯田兵出身ノ下士ニ同シ

朕海軍軍人結婚條例制定ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十五年十月六日

海軍大臣子爵仁禮景範

勅令第八十七號

海軍軍人結婚條例

第一條 海軍軍人結婚ヲ爲スニハ將官竝同等官ニ在テハ勅許ヲ仰キ上長官士官准士官ニ在テハ海軍大臣ノ許可ヲ受ケ下士卒ニ在テハ所管長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 各候補生ハ結婚スルヲ得ス

第三條 現役下士ハ年齡滿二十五歳以上ニ至ラサレハ結婚スルヲ得ス
現役下士ハ年齡滿二十五歳以上ニシテ一等卒ニ進級シタル後ニ非サレハ結婚スルヲ得ス

第四條 配偶者タルヘキ婦人ハ行狀端正ニシテ年齡十六歳以上ナルヲ要ス

附則

第五條 海軍武官結婚條例ハ本條例發布ノ日ヨリ廢止ス

○遞信省告示第二百三十五號

今般播磨國明石海峽平磯礁上ニ立標建設ノ工事ニ着手セシニ依リ當分ノ内該礁上ニ一基ノ鐵柱ヲ建設シ水面ヨリ高サ約六尺ノ處ニ於テ本月十日以後晝間ハ赤旗ヲ揭ケ夜間ハ不動紅色ノ燈明ヲ點ス

但風雨ノ夜ハ該燈火消滅ノ虞ナキヲ保シ難シ航海者宜シク注意スヘシ

明治二十五年十月七日

遞信大臣伯爵黒田清隆

雜報

○朝鮮京城通信（九月二十八日發）

宋左相の上疏并に進退　宋氏は曩に左相を拜したるも老齢多病の故を以て數次辭表を呈したるが國王は毎々史官を遣はし切に勅諭する處ありしかば姑く御請を爲して總理大臣の兼任をも拜したるみとは既に前報したれども左相は今に沃川に在りて一度の參朝をもなさず此程に至り慷慨激烈なる上疏を爲したるに付き目下其事に關する評判益々高し上疏文は頗る長編にして一言以て詳悉し能はざれども聞くが如くんば彼の趙右相の直諫も大同小異にして其要旨を擧ぐれば國家百般の事專ら公平を失し從て弊害百出せる原因を論じ財政を整理し通用錢貨の混雜を防ぎ奢侈を禁じ且つ地方官登用に收賄の弊を除かんとするにあり此上疏果して容れらるゝや否や多分六ヶ敷かるべしと云ふ當國の慣風としては大臣の進退は直諫或は獻言すると同時に決定するものなれば同左相も斷然掛冠するの覺悟を以て斯る上疏を爲したるならんと云ふ

閔泳奎氏の勢力　同氏は近來大に國王及王妃の寵愛を受け勢力將に氏に歸せんとするの有樣あり閔泳翊氏の如きは近來屢々電報を以て泳奎氏統を衛大將に任ぜられんみとを奏請するよしなれば多分任命せらるべしと云ふ且つ泳翊氏は今に子なきを以て泳奎氏の實子を養子とするみとに定まり居るよしなれば取りも直さず王妃の實家の後繼となるを以て氏の勢力を得るは當然の事にして倘は義和君の妃も泳奎氏の女を迎ふるみとに決定せんとするも大に譯あるみとなるべしと云ふ

冬至使　例年の通り清國に差遣はさる冬至使の正使には電報局總辦趙秉稷氏、副使には李膺氏に書狀官には沈遠翼氏に各々任命ありたるも出發の期は未だ定まらずと云ふ

慶興監理の任命に就て　既に前報したる如く李源競氏は元來閔家肱股の事務家として聞え且つ久しく外衙門の主事となり外交事務に熟練の名あり今や北關に於ける露韓交渉の重大事件多きを以て氏を慶興監理に擇任すべしとの内議中なりとは人の知る處なるが氏の前官は慶興監理に比して頗る低ければ一足飛びに此任命あるは容易の事にあらざるべしと云ふ

兵判の懲罰　兵曹判書閔泳韶氏は此程職務上の過失ありて辭表を呈したりとの事なりしが去る五日の朝報に倚日衛内雜人不能禁飭之兵曹兵房承旨施以越俸三等之典と近來稀有の大懲罰なりと云ふ

全羅監司の赴任　閔正植氏の後任として曩に全羅監司に任ぜられたる李耕植氏

右議政の辭表　鄭右相は
呈出したるも史官を遣は
金嘉鎭氏と鄭秉夏氏
び安東府使金嘉鎭氏は
國関恵堂に二千圓を納
ぜらるゝみとに内定せん
對派の讒を被りしを憤
しとは豫てより噂さあ
漢京する筈なりと
義和宮の妃　に關しては
ありて各派互に意見を異
擇なりしが此程愈よ水
嫁を迎ふるみとに治定
あれども門閥家にして
事に就ては歷代の王は
らずと云へる議論あり
此議論の事例を受け遂に
と云ふ婚禮は多分本年
王妃の還宮日　陰暦八月
が難を忠州に避け還宮
として各國公使の參内
は國王の萬壽節に當り
みとなれば各國公使は
行幸　韓暦八月五日即
祭禮行の爲め國王、東宮
ありたり前衛には總理
大將李鍾健氏にして大
にや着御間もなく供奉
爲め早速山路より還宮
仁川埋築談判の結了
人の困難一方ならざる
の談判を始めしは數年
陽に韓政府に納する所
ずと主張し差當今日に
及び陰暦七月一日を以
埋築するの談判約定成
次第工事に着手する

○福井通信（十

縣會　府縣制に依り秋
算調製のため延引し來
歸縣すべき筈なるを以

○狩獵規則

第四章　鳥獸

第二十四條　左ニ揭ク

第二十五條

時三十二分、五時九分、八時四十六分○（上り）午前七時十九分、十時五十六分、午後二時四十四分、六時三十一分
●熊本發　午前六時三十八分、十時二十六分、午後二時二十二分、六時△
佐賀發（佐賀へ）
分、十一時十四分、午後四時十九分、○（上り）（小山へ）午前五時十分、七時十分、十一時十七分、午後三時七分、●前橋發（小山へ）午前六時十分、十時十五分、午後二時、六時三十分
○水戶鐵道發車時刻　小山發（水戶へ）午前六時四十分、九時十五分、午後二時十五分、五時二十分●水戶發（小山へ）午前六時二十分、十時、午後二時、四時五十五分
十分、午後一時五十分、五時十五分●高田發（下り）午前九時四十七分、十一時三十四分、四時三十二分、七時五十二分○（上り）午前七時十四分
○上野宮部